

第 7 回

ごみ処理施設調査特別委員会会議録

令和5年12月19日

ごみ処理施設調査特別委員会（第7回）会議録

日 時 令和5年12月19日（火）午前11時20分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

委員長	前川 和也	副委員長	河野 隆子
委員	河瀬 成利	委員	今奈良幸子
委員	小島みゆき	委員	二家本英生
委員	是枝 綾子	委員	松井 匡仁
委員	三宅 良矢	委員	尾崎 孝子
委員	勝元由佳子		
オブザーバー	北村 孝	議長	

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
秘書人事課長	中定 昭博	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長	新城 正俊		

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

委員長（前川和也議員）

それでは、引き続き、ごみ特を開始したいと思います。

ただいまより忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会、第7回目を開会いたします。

（「午前11時20分」開会）

委員長（前川和也議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

なお、本日の出席委員は11名の全員、議長はオブザーブということで、委員会は成立をいたしております。

委員長（前川和也議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、8番の三宅委員を指名いたします。

委員長（前川和也議員）

開会に先立ちまして、まずは町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

引き続きご苦労さんでございます。資料のとおりしっかりと説明していきたいと。

建て替え工事のほうは、積替え施設のほうは順調に進んでいるみたいですが、その後、今のこの時点です、説明できる部分はしっかりと説明させていただきますので、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

それでは、議事に移ります。なお、発言の際は、議員・理事者の皆さんは、「委員長」とまずは言っていただいて、そして私が指名してから発言をしていただきますようお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

案件. ごみ処理施設の整備・運営及び委託処理等の進捗状況について、お手元にご配布しております資料に基づきご説明をお願いいたします。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

本日は、事前に配布させていただいております資料1と大阪府の参考資料を用いて、先般、9月26日に実施いたしました第6回ごみ処理施設調査特別委員会以降の本事業の進捗について、ご報告させていただきます。

それでは、資料1について上から順にご説明させていただきます。

まずは、中継施設整備工事の進捗状況についてですが、記載のとおり、令和5年8月21日から令和6年3月31日を工期として実施しております。建築につきましては、令和5年10月6日に建築確認済書を取得し、以降、基礎部分の掘削、配筋、コンクリート打設と進み、写真の12月8日時点では鉄骨建方が完了し、前回資料でご覧いただいた立面図の姿が見えてきた段階であります。今後は、土間、腰壁のコンクリート打設から、屋根工事、内装工事へと進み、1月の中頃からは事務所棟、休憩室棟、トイレ棟などの設置及び外構工事を実施する工程となっております。

続いて、資料の全体スケジュール案と今後の予定を併せてご覧ください。全体スケジュールは、これまでの資料と同様、令和6年度から令和14年度末までの9年間について、ごみ中継事業を予定しておりまして、その間に新施設の施設設計、環境アセス、許認可等を行い、新施設整備工事を実施し、令和15年度からの新施設稼働を想定しております。

今後の予定としましては、12月現在において来年の4月1日からの中継事業委託契約について、相手方と協議の上、契約形態や仕様等について検討を行っているところであり、同時に中継施設の運用を固めた上で、年明け2月、3月をめどに、住民に対して直接持ち込みなどの手続の変更点について、広報紙やホームページを通じて周知してまいります。

また、今後の予定の最下段では、令和6年4月以降の予定として、新施設実施協定の締結に係る協議開始と記載しておりますが、これは次年度から順次、設計、環境アセス、許認可といった手続を進めていくに当たり、町とSPCそれぞれの役割を明確にするための実施協定を締結することとなり、それに向けての検討を行う旨、記載したものでございます。

以上、資料1について、前回以降の事業進捗とご報告と今後の予定についてのご説明でございます。

続きまして、大阪府の参考資料をご覧ください。こちらは大阪府のホームページにおい

て公表されております環境アセスメント制度に関する資料でございます。先ほどのご説明のとおり、次年度以降、新施設の設計等の進捗と併せて順次環境アセスメントの手続を進めていくこととなりますので、現時点においてのその制度の概要や一連の手続などについてご説明させていただきます。

それでは、表紙の裏面、1ページをご覧ください。ここでは制度の概要について説明されておりますが、4つの見出しの一番上、環境アセスメント制度の目的の欄をご覧ください。環境アセスメント制度とは、記載のとおり、事業者が環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、あらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事後調査を行うことにより、環境保全について適正な配慮がなされることを目的とする制度でございます。環境影響評価において対象となる環境項目は下の表に掲げられておりでありまして、生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境、環境負荷、気候変動適応などからなる様々な項目において環境に与える影響を評価するものでございます。

続いて、2ページをご覧くださいと、環境アセスメントの対象となる事業の一覧表がございますが、本事業の新施設は、6番、廃棄物処理施設のうちごみ焼却施設と産業廃棄物焼却施設に該当することとなりまして、記載の条件に当てはまることからアセスメントの対象となります。また、本業務は表の上段に記載のとおり、大阪府環境影響評価条例に基づく手続が必要となります。

続いて、3ページ、4ページにおいて、手続の流れについてご説明させていただきます。4ページの項目番号に沿ってご説明させていただきますので、3ページと見開きで資料をご覧くださいれば分かりやすいかと思えます。まず、①方法書の作成ということで、事業者が環境アセスメントを実施する環境項目や方法を記載した環境影響評価方法書を作成して、知事に提出することになります。本事業における事業者とは、忠岡エコサービス株式会社ということになります。

続いて、②方法書の縦覧ということで、提出された方法書は大阪府の窓口、事業者の事務所、関係市町村等において1か月間縦覧されることとなります。一方で、住民は方法書について事業者または知事に縦覧期間の1か月間とその後の2週間間に意見書を提出することができます。当該意見書の概要と、それに対する事業者の見解については、大阪府が取りまとめた上で公開されることとなります。その後、事務局である大阪府において、環境影響評価審査会及び関係市町村長に対して意見提出を求め、それらの住民の意見及び事業者の見解を勘案して、④知事の意見が発出されます。事業者は、その知事意見を踏まえて、技術指針の定め即して、⑤、⑥のとおり環境アセスメント、いわゆる調査予測評価を実施して、その結果や環境保全のための措置等を記載した環境影響評価準備書を作成し、知事に提出することとなります。

続いて、⑦、⑧のとおり、大阪府において準備書の提出から30日以内に環境影響を受けると認められる地域を決定するとともに、準備書が1か月間縦覧されます。一方で、事

業者は⑨のとおり、縦覧期間内において準備書の内容について説明会を開催することとなりまして、住民は準備書について事業者または知事に縦覧期間の1か月間、その後の2週間間に意見書を提出することができます。また、これも③の段階と同様に、意見書の概要とそれに対する事業所の見解については、大阪府が取りまとめた上で公開されることとなります。また、準備書については、⑩のとおり、住民の環境保全上の意見を聞くため、大阪府において公聴会が開催されます。その後は、方法書の段階と同時に事務局である大阪府において、環境影響評価審査会及び関係市町村長に対して意見提出を求め、それらと住民の意見、及び事業者の見解を勘案して、⑫知事の意見が発出されます。事業者は、その知事意見を勘案して準備書の内容に検討を加え、⑬環境影響評価書を作成し、知事に提出することとなります。

その後、⑭、⑮のとおり、府において評価書を1か月間、縦覧に供し、その後、告示がなされた後、事業実施に至る流れとなります。また、事業実施後についても環境への影響を把握するため、事後調査の計画を作成し、それに基づいて事後調査を実施し、知事に報告することとされております。

5ページ以降では、調査、予測、評価の手法や情報公開などについて概要が掲載されております。この場での説明は重複する部分がありますので、割愛させていただきます。

以上、簡単に手続の流れをご説明させていただきましたが、非常に多くの手続を経て事業実施に至ることとなり、数年程度の期間を要することが想定されます。環境アセスの手続に入るまでには、新施設の実施協定を締結した上で、一定の設計が進んでいる必要があることから、その時期などについては想定しかねますが、次年度からは新施設の計画が具体化していきますので、本町のごみ処理施設調査特別委員会においても、その都度ご報告させていただきます。

以上、第6回ごみ処理調査特別委員会後の本事業の進捗と環境アセスメント制度の概要についてご報告させていただきました。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりでございました。

ご質疑をお受けいたしますが、前回同様ですね、ご質疑は説明のあった範囲内でよろしくお願いをいたします。それでは、どうぞ。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとこの大阪府の資料の手続の流れの3ページ、4ページのところでお聞きしたいんですけど、まず方法書の縦覧のところで、府と事業者のところでも閲覧というか、してると、市町村の窓口は忠岡町だけなのか、それとも何かこの手続の流れを見てたら、関係市町村とか出てくるんですけど、近隣市町村も閲覧窓口に含まれるのか、ちょっとそこ

を教えてもらっていいですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

基本的には府の指導に基づいて行っていくんだと思いますけども、今、方法書の段階では、関係エリアとかというのはまだ出ておりませんので、市町村と言いましたら、忠岡町になると考えております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。あと、環境エリアを結局知事が、府が定めるというところなんですけど、結局その定める部分について、従前からその近隣住民も影響あるじゃないかとかいう声もあるんですけど、そういうどこまで範囲にしてほしいかとかって、そういう何か住民の意見というんですかね、うちも入れてくれとか、そんなんって何か影響あるんですか。それとも、府が単独というか、独断というんですかね、勝手にと言うたら語弊があるかもしれないですけど、行政のほうで、府のほうでバチッと、検査に基づいてか何か知りませんが決めてしまうのか、ちょっとそこら辺の決め方とか教えてもらっていいですか。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

我々もちょっと経験がございませんでして、詳しくはそこまでは分かってないんですけども、方法書の段階でも結構詳しい資料がつかますので、その中でですね、例えば地形であったりとか、気象条件であったりとか、いろいろなもので影響があると思われるところを専門家が分析をしてエリアを決めていくということになろうかと思えます。

そのエリアは、自治体1つ丸ごとということではなくてですね、影響のある範囲がかかってきたら、例えば隣接自治体の北部地域とかいう形になるのか、そういう形になるんじゃないかと思っておりますけども、そのところは今後また調査研究するとともに、また

大阪府の指導に従っていくということになるかと思えます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

自治体単位で行政区で割るんじゃないというところは、ああ、なるほどなんですけど、やっぱり近隣の住民さんからもそうやって、何か飛んできたり、影響あるやんかと言われてる中で、やっぱりその範囲の定め方を間違えると、多分このアセス自体否定されるのかなとかっていうことも思ったりするんで、そこはちょっと忠岡町側からも、設定のところ、もし意見として何か言えるとかあるんであれば言っていたきたいですし、その住民の要望というんですかね、ここまでうちも入れてくれとか、そういうのを聞いてもらえるんかとか、そこら辺もまたちょっと確認というか、聞いていただけたらと思えます。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今後、大阪府ともそうした協議を行う場面もあると思えますので、ご意見としては伺ってはおりますけども、恐らくは科学的に定められていくんじゃないかなというふうには思っております。

委員長（前川和也議員）

他にどうですか。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今、環境アセスメントの話が出ましたので、大阪府のこの環境アセスメント条例で制定しているこの影響のある範囲というんですかね、というのは何か半径3キロ以内とか4キロ以内とか、そういうくだりというんですかね、決め事というものはあるんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

そこらのほうはですね、先ほどの答弁と重複するところもあると思うんですけども、大阪府の指導に基づいて行っていくことになりますので、まだその辺のところ、半径何キロとかいうふうなところは、まだうちのほうでは把握しておりません。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

かなり住宅密集地ということもありますので、その範囲については狭めるということではなく、影響を広げていただくということで、きちっとそういう住民の意見、アセスメントする範囲というものも、忠岡町としては設定すべきであると思いますが、そういうお考えはありますでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

あくまでも設定のほうに関しましては、決定権は大阪府にございます。ただ、今、議員ご指摘のとおり、方法書の段階でも意見という形では提出することができます。その辺については、どういう意見をするかということに関してはまだ協議を詰めておりませんので、この場で答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

もう1点、こちら資料1のほうの地域エネルギーセンターの、このこちらのほうの建物の状況はまた見に行きますけれども、これの悪臭対策とか、あとほこりとか、粉じんとかですね、そういった対策についてはどのように取られていらっしゃるのでしょうか。完成後ですね、来年4月以降の。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

いろいろな対策というのは講じなければいけないと考えております。車両進入時の臭気

漏れを防ぐためにですね、ゲートには高速シートシャッターが設置される予定でございます。また、可燃ごみから発生する臭気が建物内に充満しないよう、可燃ごみの積替えを行う箇所の近くに活性炭の脱臭装置が設置される予定でございます。騒音については、基本的には建屋内において油圧ショベル等の重機を用いてごみの積替えを行うものでございますので、現状を超えるような音は発生しないものと思われま

す。最後にですね、交通問題については、現状と変わらぬ点といえば、積み替えた後の大型車両が増えることくらいですけれども、交通問題を引き起こすほどの運行数ではないと考えております。日次当たり2台ぐらいになろうかと思っております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

交通の増えるというところは、これは10トントラックが2台ということですか。2台というのはどんな車両が2台ですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

町内から持ち込まれるごみについては今までどおりですけれども、中継施設から東のほうに運ぶトラックというのは、基本的には大型車両ということで、10トンの車両でございます。

委員（是枝綾子議員）

10トン。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

10トン車両と今聞いております。これが10トンが11トンになるか12トンになるかというところはあるかもわかりませんが、今現在は10トン車両ということ聞いております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1日に10トン車が2台というのは、2台が行って帰ってくるということもあるんでしょうか。行くだけですか。その辺りは。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

その部分の詳細については、今、事業者と協議をしてる段階でございます。同時に2台が出るということは多分なかろうかなと思いますけども、今その辺のところの仕様とか、そういうようなごみの運搬する時間帯とかというところも、今、詳細なところを詰めてるところでございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

往復すれば、2台と言っているものが4台になると。4台というんですか、ということですのでね。往復、1日に往復があればということなんで、計算上4台ということになりますが、倍になるということになりますので、交通の問題であったり、粉じんとかいろいろ、そういった問題がないかどうかというのはね、いろいろと気になるところですが、夜中に行かれるということではないかと思えます。やっぱり運ぶ先が開いてる時間内に運ばないといけないと思えますので、そしたら日中ということで、昼間にこれが2台、4台ということになれば、やはり交通というか、そこを通行される方、近隣、どこのルートを通るかということも全然ちょっとまだ聞いておりませんし、そのことが分かるのはいつ頃の時期でしょうか、そういった具体的な詳細が。

委員長（前川和也議員）

部長。

住民部（谷野栄二部長）

今ちょっと調整中と申しあげましたのは、日量、出るごみの量であったりとか、それを搬出するシミュレーションをやっておりまして、大体は1台で収まるというふうに考えてます。ただ、そのごみ収集の多い日ですね、週末であったりとか年末であったりとか、そうしたときには2台になることもあるかなというところもございます。

また、来年度につきましては、現在、容器包装プラスチック、また繊維系のごみを出し

ておるわけですが、それはこれまでどおりということでございますので、そこを含めますと少し増えるんですが、可燃ごみということに対しましては恐らく1台かなと、多くても2台の日があると、そんな形で考えてるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

あとですね、この全体スケジュール案のところの地域エネルギーセンターの実施協定の締結の時期が未定ということではありますが、これであれば、未定とは書いてありますけど、令和6年度の終わりのほうに点がついていると。そして、7年度から設計とかアセスとか許認可とかというふうに書いておりますけれども、当初のスケジュールどおりであれば、いつ頃になるということでしょうか。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

全体スケジュール案のこの表につきましてはですね、これまで説明をさせていただいたそのままの資料でございます。その中で、黒の三角で書いてるどの辺まで進捗してるかというところを視覚的にちょっと分かりやすく表現をさせていただいたというところがございます。で、この令和6年度の時期未定と書いておりましたのはですね、これまで住民説明会をやった時期のそのままの表でございますので、そのまま書いてるところです。

今、1点、その時期につきましては、当初は新施設につきましては実施協定は1回で締結するのかなというところもありましたけども、かなり長期にわたるところもありまして、施設の建設のところまで含めて一遍に実施協定を結ぶのは今ちょっと難しいのではないかなというところもありまして、今ちょっとその実施協定の在り方につきましては、1回でいくのか、複数回に分かれるのかというところは協議してるところでございます。

まずは、この令和6年度中には、少なくとも施設の設計であったりとかアセスメント、ここにつきましてはS P C側が外注して費用が発生するところもございまして、ここについては最低ちょっと決めておかなければならないかなというところがございます。

その令和6年度中の時期についてはですね、まだ現在決まってないというところもありますので、併せて報告させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2段階である場合もあるということですが、それは施設の整備工事に入る段階での次のその分のということを分けてということで、許認可の申請向けの実施協定がまず最初、そして実際に工事に入る前のその実施協定という2段階に分かれる可能性もあるということだということですね。

住民部（谷野栄二部長）

そのとおりです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その大阪府への申請に際して、やはり工事の中身が分からないと、具体的に詳細に分からないと、やはり環境アセスメントとか、そういった許認可の手続はできないわけじゃないんでしょうか。その辺りはどうなんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほどのこちらのほうの冒頭の説明でもあったんですけども、環境アセスメントを行う場合にですね、こちらのほうの設計、それとか、どのようなものが建つのかというところをきっちり決めておかないと環境アセスに入っていけません。ただし、そのまた事業者との協定という今お話になっているんですけども、先ほど部長からの答弁もあったんですけども、まずその辺のところ、環境アセスはどういうふうな形でしていくのか、それとあと、設計をどういうふうに組んでいくのか。設計まではいきませんが、役割分担的な協定というのが、まず冒頭で実施協定というのを結ばなければいけませんので、それを令和6年度中に結びましてですね、その後実際の設計にかかっていく部分についての協定というのが巻かれるものだと思っております。

そこで、今言うように、環境アセスに行く段階になりましたら、きっちりした設計とか必要になってきますので、次年度以降については、その辺のところに関してはまだちょっと

と見えていないところがございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

私がちょっと最初によく分からなかったのですが、複数回の実施協定の2回目のところが施設工事に、整備工事に入る前とちょっとお聞きしたんですが、それは環境アセスメントに入る前に1回というふうなこともあり得るわけですか、もう1回の。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この環境アセスメントと設計工事自体はですね、一体不可分の関係にございまして、事業者側は本町に提案するに当たって、役所で言います基本構想的なもの、基本計画的なものは既に済ませております。その状態で、この今の炉の形であったりとか、レイアウトというところが出てきてるわけなんですね。

次、この環境アセスメントに行こうと思うと、もう一步踏み込んだ機械の内部の設計も含めた基本設計的なところに行かなければ環境アセスメントができませんので、それは設計作業と環境アセスメントの調査書を作っていくというところは一体不可分の関係にあるというふうにお考えいただいたら結構かと思えます。

その段階で、環境アセスメントの終盤に幾つかの段階に分かれておりますけども、最終段階になれば、実施設計的なそういった段階に入っていくというような感じでご理解いただけたらというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、環境アセスメントは基本設計のということで、そしてそれが許認可が下りて、下りる前から、下りてからの実施設計ということに入られるときに、その実施設計書ができた段階で最終的に2回目の、複数回と言うてた2回目の実施協定というものを結ぶと、締結するという、そういう流れでよろしいでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

さきの答弁でも申し上げておりましたが、当初は新施設建てるのに実施協定は1つ、1回あればいいのかなというふうに思ってたんですけど、先ほど説明しましたとおり、この環境アセスメントも幾つかの段階に分かれてもおりますし、期間が長いということもありますし、で、施設の条件で、例えば現施設の解体工事であったりとかそうしたところも入ってきますでしょうし、できるなら1回でできればいいんでしょうけども、複数回に分けるほうが合理的だということもあるかもしれませんので、そういった意味で、今、実施協定のあり方というのをどういうふうにしていこうかというところは事業者側と協議をしてるところというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これはちょっとまだ、複数回か1回かというのは分からないし、時期もちょっとまだ分からないということであるということ、環境アセスメントや社会情勢の変化で、例えば煙突の高さがいろいろなったりとか設計の変更、予定を大きく変えたり、また大阪府の指導とかで様々な対策で変更、設計変更が出てくるということもあろうかと思えます。

ということもあるので、まだまだちょっと先のことはまだやはりはっきりと、今の段階でもその辺りは分からないというふうに、実施協定についてはまだ、1回なのか複数回なのかはちょっとまだ未定であるということだということですね。分かりました。

あともう1点、すみません。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

実施協定の締結ということで、早ければ令和6年度中というふうに、住民説明会と議会でもそういうお話が、報告というんですかね、説明がありましたけれども、今、予定どおりにそのことは進んでいらっしゃるのでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

話としては出ておるんですけども、今はとにかく中継施設の建設と、で、その運営に係る委託契約に関する協議を今、ちょっと詰めている最中ではございまして、それが終わった段階で次の段階の協議というふうになろうかなというふうには思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

中継施設は当初からこれ、セットでやっていくということでありましたので、それも想定済みの運営で、今ちょっとそれを協議するので、今詰めていると、そういう時期は、期間というのはもう織り込み済みだったと思いますけれども、それが4月1日以降は実施協定に向けてやっていくということだから、スケジュールどおりに今は動いているというふうに見てよろしいでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

はい、今現在は予定どおりに進んでおります。

委員（是枝綾子議員）

予定どおり。委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

予定どおりということであれば、令和6年度中にとというのが予定どおりであるというふうに認識してよろしいでしょうか。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

先ほど言いましたように、ちょっと協議中ではございますけれども、その施設の設計であったりとか、その環境アセスについての実施協定は、少なくとも令和6年度中には締結するというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

もう一度言ってください。何の、環境アセスの何言うたのか分からないから。すみません。

住民部（谷野栄二部長）

すみません。ちょっと言い直させてもらいます。環境アセスをするためにですね、またその基本設計的なところを進めるために作業が必要ですので、その部分に関する実施協定については令和6年度中に行うものというふうには思っております。

委員（是枝綾子議員）

令和5年度中、6年度中。5年度と6年度では全然違いますね。

住民部（谷野栄二部長）

令和6年度。この全体スケジュールに書いてるとおりですね、令和6年度中ということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい、分かりました。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

その実施協定の中には、今の議員もおっしゃられてました、まだあそこの本施設が、クリーンセンターが残っておりますね。あそこのほうの解体とかをどうするのかというところに関してもまだ協定は結んでおりません。その辺のところも実際、協定の中に含まれていくのでなかろうかなと思っておりますので、その辺はご了解ください。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。今後協定ですね、協議を重ねていかれると思いますけれども、事後報告ということではなく、そういうふうには、どうされるのかというその協議をして、議会のこの特別委員会での意見というんですかね。そういったことも反映できるように、決まってから報告を聞くだけでは、幾ら言うても、もう協議で向こうとはそれで合意しましたというふうにならないように、逐一報告もしていただいて、議会の意見も聞いていただくというふうにしていただきたいと思います。進め方としてのことですね。そういうふうにしていただきたいと思います。

委員長（前川和也議員）

答弁。谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この特別委員会もまた定期的開催されていくものとは思っておりますので、その中で出たご意見については協議はさせていただくということになるかと思っております。

委員（是枝綾子議員）

以上です。

委員長（前川和也議員）

もう12時前ですけども、このまま続行したいと思いますが、どうですか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

では、続行いたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

すみません。方法書のところの、ずっと書いてあるんですけど、この中で審査会という言葉が出てくるんですけどね。この審査会というのはどういったメンバーの方が入るんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

6ページの下段のほうにも書いておられるんですけども、私どももこれ、アセス初めてするもので、どのようなメンバーになるとはちょっと分からないところあるんですけど、大阪府の専門家とか環境審議会、そのようなメンバーが入ってくると思われます。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

ちょっと府のね、このままコピーされて、ホームページから取られた資料だけなので、まだ忠岡町の担当でもちょっと分からないところもあるのかなというふうに思うんですけどね。ここで、住民の意見なんかも「見解を勘案して」って書いてあるんですけど、どの程度住民の意見を反映するというか、この審査会の中で反映できるのかというところはどうかうなんでしょう。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

私もちょっと、この大阪府のホームページに載ってるぐらいの、ちょっとまだ情報量しかないんですけども、審査会は基本的に大阪府が学識経験者を集めて会議開くわけなんです、ここにはですね、歴史であったりとか環境であったりとか、また動植物の関係の専門家もおられると思いますけども、そうした先生が集まって審議をされるというところで、そこには住民や、また自治体から出された意見書であったりとか意見をというところも資料として出されていくというところであると思います。この中には我々がちょっと、いろいろと物を申す場はございませんので、これは大阪府の審議会の中で行われていくということでご理解いただけたらと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

7番のところですね、環境影響を受けると認められる地域を決定するというところで、知事が決定するんでしょうね。そういったところで、どれだけの地域が影響するのか。忠岡町だけではないですわね。お隣の泉大津なんかはもっとクリーンセンター近いのです。そういったところで、この府の条例に基づいて進められるということで、町を離れてね、大阪府の主導でどんどん進められていかれては困るというふうに思うんです。なので、やっぱりそこら辺は忠岡町も府のほうにこの条例、知事が決めた範囲だけでなく、やっぱり忠岡町も、忠岡町の土地に建つわけですから、そこら辺というのは意見を述べたりとか、そういったところはどうでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

このアセスメントにつきましては、法律ではね、この規模ではアセスメント要らないんです。だから実際、兵庫県なんかで建てられてる同様の施設につきましては、県のアセスメントはないわけなんです。条例がないから。大阪府がやっていると理由はですね、きめ細かくですね、こうした環境に影響のあるような施設を造ったりする際に、大阪府の条例によってその制限を強くしているというところであるというふうに理解をしているところであります。

ですから、そうした法律より細かく規定されたこの制度に基づいて、我々はまたそうした指導に従いながらこの事業を進めていくということになるのではないかとというふうに考えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、全国的にも大阪府は手厚いというか、そういったふうに認識されてるということですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これは各都道府県によって違うんですけども、法律で決められた範囲を広げて大阪府が条例をつくっていると。そうした中でこのアセスメント制度があるというふうにご理解いただけたらと思います。

委員（河野隆子議員）

やはり大阪府主導で行われるとか、あと、今度のその事業者の主導で行われるといったことの、建物が産廃の施設ですので、民間の建物というところでありますけれども、やはりどういった排ガス問題とか、これは今から環境アセスされるんですから明らかになってくると思うんですけど、やはり今まで焼いてたごみでなくて、内容も違いますし量も違いますのでね。そこはきっちりとやっていただきたいというふうに思うんです。いかがですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そこはもちろん、当然しっかり行っていくというふうに思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

委員（河野隆子議員）

で、住民が意見を述べるというところがありますけれども、やはり広くお知らせしないと住民が全然知らん間に終わってしまったということが、いろんな事業を進めるに当たって、そういったことも今まであったというふうに思うんですけども、そこら辺はちゃんと住民の方にお知らせして意見をたくさんもらおうと、そういったご意向でよろしいですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

環境アセスメントについては府が行っていただくことなんですけども、府のホームページでも掲載されると思われます。それとまた、うちとこのホームページとか広報を通じてその辺のほうの周知はしてまいります。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

6 ページのところで説明会と公聴会への参加というふうに書いてあるんですけども、これは必ずされるものなんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

現段階では必ずされるものだというものでは、分かりません、実際のところ。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと我々も経験がないんですけども、聞くところによるとですね、全く住民の意見がなかったりとか影響がないだろうといったようなものもあるらしいんですね。そうした折に公聴会が必ず開かれたかというところについては、ちょっと我々もまだ調べておりませんので、そうした情報はまた今後、この事業が進むにつれて我々も調査研究してまいりますので、またご報告させていただきたいと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

もちろん経験されたことではないというふうに思いますけれども、やはり今までも説明会ですけどね、やっぱり住民との懇談というのが必要だというふうに思うんですけど、この公聴会も住民の意見がたくさんなければ、これも開かれないというのは、ちょっと他市でも聞いたことがあるんです。で、この公聴会をするかしないかを定めるのも、これ知事

ですか。知事。なので、やっぱり府主導でどんどん進められていっては困るというふうに思いますので、ここら辺は忠岡町、責任を持ってやっていただきたいというふうに思うんですが。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ここの4ページの流れにあるとおり、この条例に従って進めていくというところですね。また、我々が指導を受けたりとか、そういう場面あると思うんですね。そうしたところは真摯に受け止めて対応してまいりたいというふうに考えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

ぜひ住民の意見も反映していただきたいというふうに思います。やはり忠岡町の中の建物ですので、そこら辺は忠岡町が責任を持って進めるというか、産廃施設を進めるんじゃないかと、住民との話し合いというか、そういったことを進めていってもらいたいというふうに思います。

委員長（前川和也議員）

他に。

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

資料1でちょっとお聞きしたいことがございます。令和5年12月に中継事業委託契約について協議が開始されて、で、3月末に中継施設完成とあるんですが、その契約自体の議会への事前提示というものはされるのかどうかということと、されるのであればどの時期に大体されるということ。契約、契約時期、契約自体がいつ頃の予定なのかということはありませんか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

前回の一般質問でも三宅議員の答弁にもお答えさせていただいたんですけども、契約の概要的なものの中身とか金額的なものというのは次年度予算のほうに反映されますので、その次年度予算が反映される前にですね、次年度予算が告示される前ですね、このような

特別委員会をまた開催させていただきまして、その中身の内容についてのご説明をさせていただきますたいと思っております。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それに対してちょっとまた、提案兼質問になるんですが、最近、契約書をA Iでチェックさせるという、多分存じてる方もいるとは思いますが、これ、大阪府と大阪市、どっちかやったと思うんですよ。あと、奈良県の橿原市もそういうものを取り入れてるそうなんです。これは別にこのごみだけに限らず、ほかの請負契約、いろいろも使えるということなんですが、端的にはそれを読み込みます。で、この契約書に関して、要はこういう内容やと後々こういう不備が、こういうようなことでもめるかもしれないのでということで正誤表みたいなのがついてきて、「こういうふうに変えたらどうですか」とかいう案も出てくるんですね。その新旧対照表みたいな感じで。

これまで契約書の内容どうのこうのということでお伝えしても、やっぱりチェックするのは顧問弁護士ですということ。ただ、例えば今日、今ここで聞いても、じゃあ今日中には回答できないじゃないですか。何やかんやで1週間ぐらいラグが出てきたりするんですけど、A Iの読み込みやったらその日のうちに、それこそもう緊急を要するんやったら11時にやれば11時半には議会にも示せるし、今後はこれ、例えば忠岡町の今後、空調のほうの契約とかもいろいろ出てくると思うんですが、これは別にふだん、普通の請負工事もいけるんですよ。そういうのを活用して。

僕らもやっぱりなかなか法律の、弁護士並みの知識も専門性もないので、契約書を見せられても、じゃあこれに対しての、不備とまでは言えないですけど、リスクに関してもしっかりと判断できないんですよ。僕個人、すみません、僕の個人のレベルの問題なんです、それは。ただ、そこにA Iというものが手助けをすれば全然それが、素人でもそこに対してしっかりチェックできると。これはすばらしいことかなと思うんで、今後はできたらそれを、全庁的にもなるんですが、取り入れていっていただいて、議会の質問等に対してもやはりより契約というものを分かりやすく見せていただきたいなと思うんです。

で、月額4万円です、契約は。税別やと思う。税込みかどっちか忘れちゃったけど、月間で100件までの契約書は読み込めて、それを5回までリプライできるそうです。という、そこはその企業のはそういうものです。ほかにあったらまたいいと思うんですけど、その辺りについてどのようにお考え、またやっていただけるか。お願いしたいところです。そんなにおかしいことでもない。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

いろいろな契約がありますね。三宅議員がおっしゃってるのは、どういう契約の内容をAIが読み取るのか、ちょっと分かりませんが、そういうものがあればちょっと調査研究させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

手元に資料あるんで、また見ていただいて検討いただけたらいいかなと思います。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでしょうか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ちょっと簡単なこと、2点ほどお伺いします。

まず、大阪府の資料のほうの1ページなんですけども、環境アセスメントの対象となる環境項目ということで、5つの大項目、挙げられてますけど、今回この施設を造るに当たって、ここに書いてる環境アセスの項目を全部その対象になるのかどうかの確認をまずしたいです。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

ここに書かれてる大項目で5つ、それと詳細なところで数十個ってあるんですけど、全部じゃないです。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、その施設の特性とかその状況に合わせて、一応これはこの環境項目で挙がってますけど、状況に応じて評価の対象になるということで、そういう認識でよろしいですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

はい、議員のお示しのとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

もう1点、すみません。中継施設が建てられてるんですけども、来年度、4月から稼働ということなんですけど、これ、例えば新施設、地域エネルギーセンターもそうなんですけど、毎日動いたりはするんですか。その点、確認したいんですけど。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

新施設についてはまだ未定でございます。まだ何も決まっておきませんので。

中継施設については、基本的には月曜日から土曜日まで、で、通常のごみ持込みについては土曜日の午前中。年末年始のお休みということが考えられます。以上でございます。

そうですね。実際活動できるのは夕方の5時前後だと思います。以上でございます。活動というか開いてるのはね。土曜日は午前中しかごみの持込みができないということになりますので。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、中継施設については今のクリーンセンターと同様の大体稼働期間となって、新施設についてはこれから当然協議になると思うんですけど、やっぱり産廃なので日曜とかも運転するとかいう可能性もあって、そうなってくると日曜日でも車両の搬入、車両が入ってきたりなどするので、その辺ちょっと近くに公園とかも多いので、その辺りの、日曜はできるだけ制限するとか、そういった形の、何か忠岡町としてのそういった方針というのは決めれないものなんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

そちらのほうについては、今後の施設の計画、それとまあ言うたら向こうとの協議にな

ろうかと思われます。ただ、今の現クリーンセンターにおきましても搬入については平日と土曜日までになっているんですけども、炉については土曜日、日曜日も動いてる場合がございますので、炉の関係で。その辺のところについてはちょっとまだ新施設については今この場でどのようになるかということはお答えを控えさせていただきます。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

他に、どうですか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと1個忘れてて。この同じく3、4ページのアセスの手續のとなんですけど、ここに出てくる市町村長ってありますでしょう。これはどこまでも忠岡町のことですよね。近隣首長じゃないですよ。何か、何か所もね、「知事は市町村長」云々とかって出てきたりとかするでしょう。意見のところは2か所あるんですけど。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

忠岡町が外れることはございませんけども、これは環境の影響評価の状況によって隣接市が影響範囲に含まれれば、その隣接市もこの市町村になります。ですから、複数市町村がこの市町村ということになるということはあるというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、ここの図の中のこの流れの市町村長って、2か所、意見言える箇所あるでしょう。で、4ページの⑫のところも「知事は市町村長」云々かんぬん、勘案して意見述べますって書いてますけど、この、だからここで言うてる市町村長って忠岡町だけじゃなくて近隣市町村も含んでるという。

住民部（谷野栄二部長）

可能性はあります。

委員（勝元由佳子議員）

可能性ありということ。ああ、なるほどね。

で、1回目の特別委員会だったか、たしか協定締結の議決の前やったと思うんですけど、多分私も何か、1回議会で議決して協定のところをチェックして以降、もうずっとチェックするところないやんかみたいのところ、言うたと思うんですよ。そのときに谷野部長

とか理事者側の答弁で、環境アセスするときには近隣首長も意見言えるんですよって、そのときに近隣首長がオーケーしないと環境アセス、何か成立しないというか、オーケーにならないんですよみたいなことを言うてはったから、ああ、そうなん。それやったらいい、オーケーやなということで、私も「うん」って言ってたんですけど、そのときおっしゃってた近隣首長、影響のある範囲の市町村も「うん」って言わんとあかんとか、意見言えるというのはこの2か所やと思うんですけど、この図にあるね。そのオーケーするとか、「うん」って言うというタイミングって、どこになるのかという。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これもちょっとまだ調査研究をこれからしますので、あれなんですけど、私の今、受け止め方としましては、例えば隣接市がこの市町村長に含まれたとしたら、その市町村はですね、そこも環境審議会を持っておりますので、恐らくはその環境審議会を開いて市の意見というところを審議をしてもらおうと。で、最終的にその市長がその審議会の意見を受けて大阪府のほうに市の意見として出されるようになるのではないかなというふうには思っているところなんです。

その大阪府に提出された意見につきましては、その理由ですね。客観的などういったような資料がつくのかちょっとまだ分かりませんが、それを受けて大阪府の環境審議会で諮られていくというような流れになろうかというふうに認識しております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとあまり分かれへんかったんですけど、結局、それならその各近隣自治体ですよ。各市の中で環境審議会開いて、これを諮るかどうかも結局首長の判断というところですよ。まあ言ってみたら。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そこは首長の判断かと思いますが、ある市からは本町の動向を見て、どれぐらいの年度に予定してますかというような問い合わせなんかもあったりしまして、恐らくはそれは環境審議会を開くタイミングを聞いてきたのかなというふうに思っているところがございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、その環境審議会を開いて意見を求めようがなかろうが、一応それなら近隣首長、市町村の意見というか申入れは一応府のほうには言ってもらって、丸かペケかじゃないですけど、そういうことにはなるということ。それも審議会開かんと駄目なのか、自治体のほうで、市のほうで。

住民部（谷野栄二部長）

すみません。審議会を開くかどうかというのはその市の考え方によると思うんですね。ある市は開くというふうに聞いておるんですが、ほかの市はちょっと聞いたわけではございませんので。そこで、その市長が審議会の意見を受けて何らかの意見をまとめて大阪府に提出されると。で、その提出された意見というのは府の審議会、今大阪府もそうですけれども、審議会に諮られて、最終的に方向性といいますかね、判断が下されるのかなというふうには、ではないかなというふうには思っております。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

それでは、なきようですので、質疑は終わります。

委員長（前川和也議員）

閉会に当たりまして、町長、ご挨拶をお願いいたします。

町長（杉原健士町長）

どうもありがとうございました。今、現時点ではこのぐらいの程度の説明という形になるんですけど、近隣ね、今委員さんからもあったように、近隣の動向というんですか、以前、僕の記憶にあるところでは、泉大津の斎場のときね、斎場のときに何かコンパス説で我々説明して、真摯に受け止めてゴーサインを出したという記憶は残ってますけど、そんな形になっていくのかなと私も思いますので、その辺はしっかりと府と我々も連携しながら、しっかりと詰めていきたいと思っております。

本日は誠にご苦勞さまでございます。ありがとうございました。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。以上をもちまして特別委員会を閉会といたします。
お疲れさまでした。

(「午後0時21分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年12月19日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 前川和也

ごみ処理施設調査特別委員会委員 三宅良矢